

## 使用許可業務に係る審査基準等について

### 1 諸室の使用許可に係る審査基準

#### (1) サークル・団体等（以下「サークル等」という。）調査票等の提出

当センターの施設を利用するサークル等は、「サークル・団体等調査票」及び「登録団体収支計画書」を提出し、団体登録を行うほか、平成24年度以降は、前年度において団体登録を行っているサークル等は前年度に係る「登録団体収支実績書」を提出していただきます。

#### (2) 当センターは地域コミュニティの活動と連帯感醸成に寄与することを目的に利用される施設ですが、次に掲げる場合は利用することができません。ふいて

ア 千葉県在住、在勤、又は在学者以外のサークル等

イ 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあると認められるサークル等

ウ 営利を目的とすると認められるサークル等（私塾的なサークル）

エ 会社等、営利を目的とすると認められる法人等

オ 施設又は設備を破損する恐れがあると認められるサークル等

カ 禁止事項、および遵守事項等に違反、または当センター職員の指示に従わず、施設を利用するサークル等

キ 前各号に掲げる他、活動の内容及び目的がコミュニティ活動と認められないサークル等

※ なお、会社等のサークル利用はできます。また、政治的、宗教的利用は、当該団体の主体活動でなく、地域コミュニティに係るものであり、勧誘、募集的を伴うものでなければ利用できます。

※ 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会します。

また、許可した後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

### 2 諸室の利用手続き

#### (1) サークル等が使用できる施設は、別表1のとおりです。

#### (2) 使用の許可申請

施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の2か月前から前日までの間に、千葉県コミュニティセンター施設使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を、受付に提出してください。

#### (3) 使用許可

使用許可申請書を受理し、これを審査し許可したときは、千葉県コミュニティセンター施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは、千葉県コミュニティセンター施設使用不許可通知書を、申請者に交付します。

- (4) 使用の取消し  
使用許可を受けたが、その使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉市コミュニティセンター施設使用取消届に使用許可書を添えて、提出してください。  
この場合、前納を受けた利用料金は規定に基づき返還できます。
- (5) 使用許可の取消し  
規定により使用許可を取り消したときは、千葉市コミュニティセンター施設使用許可取消通知書を使用者に交付します。
- (6) 使用許可に係る事項の変更許可申請  
使用者は、施設許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市コミュニティセンター施設使用許可事項変更許可申請書（以下「変更許可申請書」という。）に使用許可書を添えて提出してください。
- (7) 使用許可に係る事項の変更許可  
変更許可申請書を受理し、これを審査し許可したときは、千葉市コミュニティセンター施設使用許可事項変更許可書を、許可しないときは、千葉市コミュニティセンター施設使用許可事項変更不許可通知書を、申請者に交付します。
- (8) 開館時間  
開館日の午前9時から午後9時までです。
- (9) 利用回数等  
施設の利用回数は、使用しようとする日の2か月前から1か月前の前日までの間は、1サークル等、週2コマ（4時間）以内とし、使用しようとする日の1か月前以降は、空室の状況に応じて使用できます。ただし、大広間、多目的室及びヘルシーホールについては、使用しようとする日の2か月前から1か月前の前日までの間は、1サークル等、週1コマ（2時間）以内とし、使用しようとする日の1か月前以降は、1サークル等、週2コマ（4時間）以内とする。
- (10) 人数制限等  
施設を利用する場合、1サークル等、1部屋、複数人で、別表1に掲げる部屋の収容定員の範囲内で使用してください。
- (11) 小中学生等の使用  
小学生以下の使用は、保護者の同伴が必要です。また、中学生以下の使用は、使用許可申請書の申請者が保護者となり、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時まで使用する場合は、保護者の同伴を必要とします。

### 3 トレーニング室の使用許可に係る審査基準

- (1) 次の場合は、利用できません。
- ア 千葉市在住、在勤、又は在学者以外の方
  - イ 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあると認められる方
  - ウ 施設又は設備を破損する恐れがあると認められる方

エ 禁止事項、および遵守事項等に違反、または当センター職員の指示に従わず、施設を利用する方

オ 前各号に掲げる場合のほか、当センターの管理上支障があると認められる方

#### 4 トレーニング室の利用手続き

##### (1) 使用許可等

当センターのトレーニング室を使用しようとする場合は、千葉市若葉区千城台コミュニティセンタートレーニング室利用券を購入又は千葉市若葉区千城台コミュニティセンタートレーニング室回数券（以下「回数券」とする。）2枚で、使用許可を受けてください。また、所定の使用時間を超過して当該施設を使用する場合は、当該超過時間分の千葉市若葉区千城台コミュニティセンタートレーニング室利用超過券（以下「超過券」とする。）を購入又は回数券1枚で利用することができます。

また、千葉市若葉区千城台コミュニティセンタートレーニング室利用パスポートは、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年の4種類とし、受付に提示することにより、使用許可を受けるものとします。

##### (2) 使用受付簿の記載

当センターのトレーニング室を使用する場合は、トレーニング室利用申込書に必要な事項を記載するものとする。

##### (3) 開館時間

開館日の午前9時から午後9時までです。

##### (4) 小中学生等の使用

小学生以下の使用はできません。中学生の使用は保護者の同伴を必要とします。

#### 5 不利益処分

##### (1) 不利益処分を講ずる場合

次のいずれかに該当するときは当センターの施設の使用を制限し、若しくは停止し、使用の許可を取り消し、又は当センターからの退去を命じます。

ア 条例及び施行規則に違反したとき。

イ 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。

ウ 使用許可に付した条件に違反したとき。

エ この審査基準に規定する使用できないサークル等及び個人の条件に該当する事由が発生したとき。

#### 6 その他

(1) 楽器の演奏等、サークル等及び個人の活動内容により施設の利用に制限があります。

(2) 当センター内は禁煙。指定された喫煙場所以外での喫煙は禁止です。

(3) 当センター内での飲酒は原則禁止です。

別表 1

階	施設名	定員	内線	主な備品
1階	大広間	72人	214	長机1台、椅子12脚、座卓20台、 座布団72枚、パネル4枚、パネル足8脚、 カラオケ機器、カラオケ用TV台
	多目的室	250人	216	長机62台、椅子246脚、黒板2、演台1台 パネル34枚、パネル足53脚、カラオケ機器 小パネル5脚
2階	研修室	24人	223	長机12台、椅子24脚、ホワイトボード、 演台1台
	創作室1	18人	221	長机1台、一人机18台、創作椅子19脚、 ホワイトボード
	創作室2	36人	222	鉄製卓1台、木工卓6台、木工椅子36脚、 ホワイトボード
	サークル室1	47人	225	長机16台、椅子47脚、ホワイトボード、 演台1台
3階	サークル室2	45人	232	長机17台、椅子45脚、ホワイトボード
	和室	36人	236 237	椅子3脚、座卓8台、座布団32枚
	講習室	30人	233	長机15台、椅子30脚、ホワイトボード、 TV1台、テレビ台
	音楽室	20人	238	長机7台、椅子46脚、ホワイトボード、 黒板、ピアノ1台
	料理実習室	37人	231	長机3台、丸椅子35脚、ホワイトボード
	集会室	27人	235	長机9台、椅子27脚、ホワイトボード
	会議室	27人	234	長机9台、椅子27脚、ホワイトボード
	ヘルシーホール	20人	240	長机1台、椅子1脚、鏡